

1980年代における韓国の保守側政治家の
危機克服メカニズム：
「安保」と「民主化」を巡った諸アクター間の
言説政治に関する実証的分析（一）

李 正 吉

目次

はじめに

第一章. 「分断」下の危機状況と軍部政権の再成立への社会的合意の形成

1. 維新憲法の改憲を巡る軍部と政治勢力との認識の差
2. 「学内民主化」問題と学生勢力の政治闘争への転換
3. 「ソウルの春」と学生勢力の政治的孤立

第二章. 支配勢力と対抗勢力の集团的記憶の形成と軍部政権の再成立

1. 「光州事件」と言論操作による軍部政権の正当性確保
2. 政権安定のための六つの措置

第三章. 「先安保、後政治発展」という社会的合意に対する対抗勢力の問題提起

1. 「釜山米文化院放火事件」の意義

おわりに

はじめに

1979年10月26日に生じた朴正熙大統領の暗殺は、直ちに一極中心的独裁体制であった「維新体制」の崩壊をもたらしたが、それが民主化への移行に至ったわけではない。たとえば、全斗煥を中心とした新軍部勢力が「12・12事態」という新たなクーデターを起こし、軍部内のイニシアティブを掌握した後、国民からの民主化要求を抑圧することで、以前と類似し

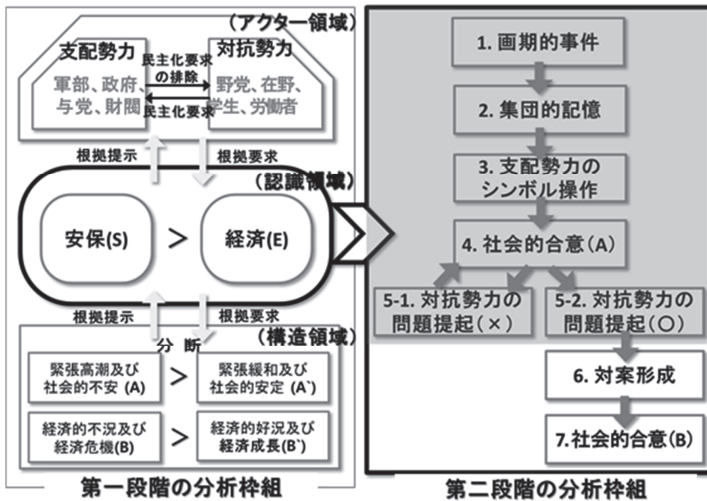
た新軍部政権を成立させてしまった。

「維新体制」と新軍部政権とを比較してみると、第一に「維新体制」の場合、大統領が国会議員の3分の1の指名権を有し、立法府が大統領の従属機関と格下げされたことに比べて、新軍部政権は、自ら野党そのものを結成してしまい、政党政治を形骸化した。第二に新軍部政権は、労組の統廃合と支部の解散を行い、183名にのぼる既存労組の指導者¹⁾を追放するなど、徹底に労働運動への弾圧を行った。たとえば、彼らは、第三者への団体交渉の委任禁止や100人以上の事業所への労使協議会の設置などを通して、労働者の団結権を制約し、労組の活動を企業内に封じ込めたのである²⁾。第三には、「維新体制」の最後の4年間、国家保安法違反で拘束された学生数が2,208人であったことに比べて、新軍部政権の初期3年間では、2,744人に及ぶ学生たちが拘束された。これは新軍部政権の成立後、学生勢力に対する政治弾圧がどれほど激しかったかが分かる³⁾。

弾圧の強度が高いということは、それほど民主化に向けた対抗諸勢力の動きも活発だったという反証でもあろう。それにもかかわらず、再び現代韓国政治は軍部政権の再成立を許してしまった。その理由として、まず対抗勢力陣営の分裂が取り上げられる。たとえば、当時の政治勢力は、主に金泳三・金大中を中心に形成されていたが、彼らは「民主化」のための対案形成よりも、次期大統領候補問題をめぐった分裂様相のみを繰り返した結果、急速に噴出した学生・労働者の民主化要求を取りまとめることができなかった。これは、当時、学内民主化問題に止まっていた学生勢力に政治闘争への方向転換を促し、その後、移行期の対決構図が両陣営において、最もラディカルであった新軍部と学生勢力と絞られた。結局、過激に見えやすかった学生勢力のスローガンと行動は、「分断」を理由にした支配勢力の「安保論理」に説得力を増すようになり、「民主化」に対する国民の

-
- 1) 崔章集『韓国現代政治の構造と変化』図書出版カチ、1989年、204頁。
当時、追放された大部分の労組指導者らは、1980年5月17日以前まで、民主的労働運動においての活動的かつ闘争的な指導者であった。
 - 2) 宋ジェボク「韓国民主主義の定着過程における国家と労働の関係変化」『労働問題論集』第12号、1996年、12 - 15頁。
この措置を通して、1979年まで4,949個だった労組数を2,618個、110万人であった労組員数を90万人まで減ってしまった。(韓国統計庁『1970 - 1990年労組連盟資料』<http://www.search.nso.go.kr/search/search2/kosis/SearchRB.jsp>)
 - 3) 金浩鎮『韓国政治の研究』三一書房、1993年、427頁 - 428頁。

支持のどころか、後に対抗勢力同士での分裂ももたらしてしまう。第二には、「安保論理」に対する対抗勢力陣営の対案形成の失敗を取り上げることができる。たとえば、「10・26事件」後、戒厳令の下で支配勢力は、外見では民主化への移行を支持しつつも、裏では素早く自らの権力基盤を再構築していった。その上、当時の経済危機や社会混乱を口実とし、「先安保、後政治発展」という「安保論理」を形成することで、「民主化」という争点そのものを弱体化させていった。しかし、対抗勢力は「安保論理」に対する問題提起のどころか、「民主化」そのものを楽観的に捉えるばかりであって、民主化への移行のための良いチャンスを逃してしまった。



図一 社会的合意の形成・変化過程の第1段階から第5段階

このように「10・26事件」後、全斗煥を中心とした新軍部勢力は、下からの民主化への要求が強かったにもかかわらず、それを抑えきり、軍部政権の再成立に成功した。そして、莫大な弾圧を通して、政権初期の3年間は、安定的に政局を主導することができた。しかし、新軍部政権の弾圧が強くなるにつれ、自由を追い求める人々の懐疑と問題意識も、徐々に強まっていった。本稿は、本格的な実証編として、1980年に民主化への国民の期待が高かったにもかかわらず、軍部政権の再成立に帰着されざるを

得なかった過程までを明らかにする。そのために、理論編で提示した二段階的分析枠組に基づいて、1979年「10・26事件」から1982年「釜山米文化院放火事件」までの政治的変化をカバーしている。

上記の時期は、理論編で提示した二段階的分析枠組における社会的合意の形成・変化過程の第1段階から第5段階までに当てはまる。これからは、「10・26事件」後、当時の支配勢力と対抗勢力の間に交わされていた言説に注目し、いかにそれが政治的変化を規定していくかを分析していきたい。

第一章. 「分断」下の危機状況と軍部政権の再成立への社会的合意の形成

(一) 維新憲法の改憲を巡る軍部と政治勢力との認識の差

1979年「10・26事件」後、突然、大統領職を引き継いだ崔圭夏は、翌月10日の時局談話で、民主化に対する国民の期待を高潮させた。さらに1979年12月7日には、緊急措置9号⁴⁾の解除を発表し、国民の間には民主化が逆らえない事実として認識されるようになった。崔大統領の談話文を見ると、たとえ維新憲法に対する改正の必要性を認めているとしても、「分断」という準戦時状態におかれている韓国で、民主化は、安保、危機克服、および秩序より優先するものではないと触れている。

「(前略)我々の社会内部に混乱と分裂が造成される場合、これを再侵の機会にしようとする北朝鮮の共産主義者らの対南赤化戦略には、何の変化もない。それだけではなく、現在に至って、彼らは、かえって我が内部に混乱をもたらす目的で謀略と扇動を激化しています。また、世界的経済不況と石油などの資源問題は、国内経済にとって重荷となっています。(中略)本人は、大統領権限代行として、憲法に規定された期間内に国法の定めた手続きにしたがって、大統領選挙を実施し、新しく選出される大統領に政府を委譲するというを、政府方針として確定したため、これを国民の皆さんに知らせます。(後略)」⁵⁾

4) 1972年に改憲された韓国の維新憲法53条に規定されていた大統領の権限である。この措置を通して、朴正熙は「憲法上の国民の自由と権利を暫定的に停止する権限を持つようになった。彼の統治期において、緊急措置は総9回が公布され、その中、9号は緊急措置の決定版とも言う。

5) http://photo.allim.go.kr/movie/wave_record.jsp?page=1&yearCheck=1970&subjectID=&searchCategory=40&searchText=&pageSize=40

上記の談話文は、「先安保、後政治発展」にまとめることができる。たとえ若干の言葉の修正があったとしても、このような「安保論理」は、1980年代の全過程を通して、一貫して現れ、対抗勢力の民主化要求を抑圧しうる正当性を提供した。これは、支配勢力と対抗勢力との外見的な対立関係だけではなく、「安保論理」とその虚構性を暴いていく過程を明らかにしない限り、立体的に韓国の民主化過程を分析しきれないということである。

「10・26事件」以後、緊迫に展開された韓国政治は、ポスト「維新体制」の行き先をめぐって、支配勢力の内部で権力闘争が生じた。いわゆる「12・12事態」とも言われるこの事件は、朴正熙元大統領の統治期に権力のコアで政治的感覚を養ってきた「政府としての軍部」と、軍の本然たる任務への回帰を求める「制度としての軍部」との間の主導権争いが原因であった。たとえば、「10・26事件」当時は、「制度としての軍部」に分類された陸軍参謀総長の鄭昇和が戒厳司令官までを兼任することで、当時の緊迫な政局をコントロールしうる地位を確保していた。その後、彼は、3軍司令官（野戦軍総責任者）に李建栄、首都警備司令官（ソウルの警備を担当する特殊精鋭部隊）に張泰玩など、「制度としての軍部」の人事を配置した。それとともに、政治色の強い全斗煥の側近たちに対しては、段階的に首都から離れたところへ左遷させようとした。

一方、「政府としての軍部」の全斗煥（当時の国軍保安司令官）は、「10・26事件」の捜査を担当する戒厳司合同捜査本部長として、空白状態の大統領警護室と中央情報部の機能を吸収していった。こうして全斗煥は、当時の政治的事件に対する捜査だけではなく、あらゆる情報機能を総括する位置に付いた⁶⁾。このような状況で鄭昇和の人事権行使は、当然、全斗煥を刺激し、1979年12月12日に至って、全斗煥は鄭総長が「10・26事件」当時の事件現場の近くにおいて、大統領暗殺犯であった金載圭元中央情報部長と陸軍本部まで同行したという口実で、大統領や国防長官の許可も得ないまま、自分の上司を戒厳司合同本部へ連行し、内乱幫助罪で軍から放逐してしまった。その後、全斗煥は、軍の各要職に自分の側近を配置し、彼自身も中央情報部長代理まで兼職することで、韓国の最高意思決定機構で

6) 李祥雨「12・12事態」東亜日報社編『現代韓国を揺るがした60大事件：解放から第5共和国まで』東亜日報社、1988年、274頁。

ある国務会議にも参加するようになった。このように予想もしなかった「10・26事件」をきっかけとして、支配勢力内の軍部は、自らの既得権を温存させるために、軍部政権の再成立に向けての準備作業を着実に進めていった。

それに比べて、対抗勢力陣営の政治勢力は、維新憲法の改正による民主化への移行を楽観的に捉えつつ、民主化の鍵が崔圭夏過渡政府にあると勘違いをしていた。ここで、当時、野党側の主要政治家であった金泳三・金大中の動きに注目してみると、まず金泳三は、1980年1月25日にあった記者会見で、「(中略) 安保の本質的な目的は、国民の人間らしい生き方を保障する自由民主主義を守って発展させることにあり、決してそれを抑制かつ牽制することではない。私は、このような原則の下で国土防衛に万全を期して、過去の国家的危機も見事に克服した国軍に対して、国民とともに確固たる信頼を惜しまない。(中略) 今日、我々が当面した国内外の与件と現実を冷徹に見る時、我が党が政権を担い、我が国民の民主的底力を内外に誇示すべきである。これこそ歴史の順理であり、国家を危機から救える道であることを断言する。」⁷⁾ という。具体的に彼は、改憲を前提とした上で、朴正熙政権が安保の目的を間違えて捉えていたことを指摘した。しかしこれは、あくまでも以前まで軍部が自由民主主義を歪曲していた行為を批判することに止まっていたものであって、「安保論理」の根本的部分に対する問題提起とはいえない。おそらく、当時の金泳三は、「安保論理」に対する根本的な問題提起をせず、当然、軍が民主化に対する国民の要求を受け入れると考えるほど、次期政権の獲得を確信したのである。こうして彼は、新民党の市・道支部結成に拍車をかけ、自らの次期大統領選挙出馬を強くアピールしていった。

一方、もう一人の野党側の主要政治家であった金大中は、金泳三と同じく、戒厳令解除や緊急措置違反者釈放などを力説しながらも、新民党内の大統領候補選出においては、自らの不利な立場を鑑み、新民党との距離を取って、独自の動き出した⁸⁾。たとえ金大中には、「(前略) 現在の野党

7) 金泳三「祖国、民族、そして民主主義：金泳三新民党総裁の1980年の年頭記者会見文」金三雄編『韓国近現代史100年資料集 ソウルの春民主宣言』韓国学術情報、2003年、75頁、78頁、89頁、92頁。

8) 姜ジュンマン『韓国現代史の散策：1980年代編 1巻』人物と思想史、2006年、62頁。

は事態の深刻性を悟らず、根拠のない楽観論で、貴重な半年を費やし、維新勢力に反撃の余裕だけをあげてしまった。（後略）」⁹⁾という新民党の状況認識に対する批判の名分があったとしても、根本的に彼も次期大統領の獲得を狙い、独自行動をしたことには間違いない。たとえば「（前略）在野人事を迎え入れるためには、何よりも新民党側の積極的な態度が先行されなければならない。しかし私は、新民党の政務会議の結果を見て失望とともに、これ以上、入党作業を推進することが不可能であると判断した。大統領候補を投票なしに決定すると言いながら、なぜ在野人事の入党人員を制限しなければならないのか。（中略）いかにして新民党が維新体制と戦ってきた在野人事を審査しようとするのか、私にとっては到底、理解できない。（後略）」¹⁰⁾という彼の声明書からも分かるように、長期間、朴政権による拉致や自宅軟禁などの政治的弾圧を受けていた金大中は、新民党の総裁として党内基盤を着実に構築してきた金泳三に勝てないという計算があったはずである。

結局、このような両金氏の状況認識は、対抗勢力陣営内の政治勢力の分裂をもたらしただけではなく、彼らを通して、維新憲法の改憲及び民主化に向けた国民的期待を生かせない原因にもなった。つまり、当時の対抗勢力陣営内の政治勢力には、「維新憲法の改憲及び民主化」という明確な目標があったとしても、維新憲法の根幹をなしている反共主義の枠を乗り越えた問題提起を行うどころか、大統領選挙候補をめぐる争いに埋没していたため、そもそも支配勢力の「安保論理」に対する対案を作り出す求心点的役割を期待することができなかった。

（二）「学内民主化」問題と学生勢力の政治闘争への転換

対抗勢力陣営内の政治勢力は、支配勢力から具体的な改憲の日程も出ていない段階で、改憲が歴史的順理という捉え方で、大統領候補をめぐる権力闘争だけに没頭していた。結局、これは野党側に、維新憲法の改憲に向けた国民的期待をまとめる求心点的役割を喪失させ、国会内での改憲論議

9) 金大中「80年代の座標：自由・正義・統一の具現のために」金三雄編『韓国近現代史100年資料集 ソウルの春民主宣言』韓国学術情報、2003年、184頁。

10) 金大中「新民党の入党問題に関する声明書」金三雄編『韓国近現代史100年資料集 ソウルの春民主宣言』韓国学術情報、2003年、159頁。

という最初の趣旨とは違って、学生勢力は場外闘争を行いはじめた。

「10・26事件」後、学生勢力は、学内民主化運動に止まっていた。当時まで多くの学生運動家たちは、緊急措置違反で監禁されていたが、1980年2月29日に至って、金大中、尹潽善、咸錫憲、文益煥、白樂晴、李泳禧などの民主人事とともに釈放かつ復権された¹¹⁾。その後、彼らは、1980年3月の新学期から復学し、「学徒護国団」¹²⁾や「御用教授問題」¹³⁾などを指摘し、学生たちの意識化に取り組み、学生勢力の結集を図っていった¹⁴⁾。たとえば、彼らは、総・学長退陣要求21ヶ所、御用教授退陣要求24ヶ所、財団の腐敗問題12ヶ所、学校施設拡張要求11ヶ所、および自律的学生会・学内言論自由要求20ヶ所¹⁵⁾から分かるように、各地において、活発な学内民主化運動を展開していった。その結果、およそ14か所の総・学長が退陣され、19か所の大学が入試休校措置を断行するなど、学内民主化運動は、一定の成果を上げることができた。

当時、学内民主化運動に向けた学生勢力の立場は、以下のソウル大学学生総会の宣言文からうかがえる。

「(前略) 民衆が主体となる統一された民族国家の実現は、我が民族の歴史的課題である。今日、我が大学は、民族への愛と民衆への信頼を持つ批判的知性を養い、社会の総体的真実を明かすことで、このような歴史的課題を遂行する使命を持っている。ここに学徒護国団の撤廃と学生会の復活を中心とした学内民主化実現の真の意義があるのである。(後略)」¹⁶⁾

彼らの宣言文を見ると、「学徒護国団」が学生たちの自律的思考の培養を妨害することと、学生たちに画一的意識をもたらしことを指摘しつつ、自律的な大学文化の再生こそが、民主化と統一民族国家の実現に貢献でき

11) 当時は、学生運動家373人を含めて、緊急措置違反者687人が復権された。

12) 1975年5月、文教部は、学生たちへの反共教育を通して、彼らの徹底した民族意識と国家観を定立させるために、全国各大学に学徒護国団を設立し、トップダウン式で学生幹部を選抜し、彼らに学校の代表機能を担わせた。

13) 独裁政権に参加かつ協力した大学教員を指す。

14) 玄ムファン「先導闘争の旗幟」6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6月抗争を記録する 1編』6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007年、82頁。

15) 姜ジュンマン『韓国現代史の散策:1980年代編 1巻』人物と思想史、2006年、95頁。

16) ソウル大学学生総会「もう大学は、再生しなければならない」金三雄編『韓国近現代史100年資料集 ソウルの春民主宣言』韓国学術情報、2003年、356頁-357頁。

るといふ考えがうかがえる。このような認識に基づいた学内民主化運動は、その中心的内容であった「学徒護国団廃止」や「総学生会の復活」という課題を中心にして、一定の成果を上げることができた。

しかし、学生運動の関心は、1980年4月9日にあった成均館大学での「兵営集体訓練拒否事件」をきっかけとして、政治問題への転換を余儀なくされた¹⁷⁾。当時の学生たちには、授業の一環として10日間、軍部隊に入所して訓練を受けるようになっていたが、成均館大学の学生たちがそれを拒否したのである。この事件は、ソウル大学を始めとして、全国各地の大学へ波及していった¹⁸⁾。以下の全南大学総学生会による決議文をみると、学生勢力による兵営集体訓練拒否運動が支配勢力の「安保論理」と真っ向からぶつかることが明らかになる。

「(前略)旧体制下で体制維持的な安保論理と画一的なトップダウン式の国民総和の論理によって、“政権安保欲”の一環で悪用された兵営集体訓練は、当然、前端的に廃止されるべきである。(中略)高校から受け継がれてきた服従的・トップダウン式教育に軍人的な思考方式を加えて、大学生の創造的知性と批判精神を抹殺してきた。(後略)」¹⁹⁾

学生勢力は、支配勢力による「先安保・後政治発展」という「安保論理」が民主主義的正統性のない軍部政権を維持させるためであって、その一環として行われた兵営集体訓練も最も意識化されやすい学生たちの批判的思考を根本的に封鎖しようとする策略であると批判した。結局、このような兵営集体訓練拒否運動は、支配勢力にとって、反共主義に慣れている多くの国民と学生勢力との分裂、危機状況を前提とした「安保論理」が根拠づけられる良いきっかけとなった。たとえば1980年4月14日、兵営集体訓練拒否運動に対して崔圭夏大統領は、以下のような談話文を発表した。

「(前略)この間、軍事力を増強し続けてきた北朝鮮の共産集団は、(中略)わが国に対する誹謗と謀略宣伝を強めています。(中略)しかし、最近、社会一部で時局の重大性を深く考えず、国民的団結を阻害する言動や、勉

17) 申ゲリョン「5・15ソウル駅の回軍」6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6月抗争を記録する 1編』6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007年、60頁。

18) 姜ジュンマン『韓国現代史の散策：1980年代編 1巻』人物と思想史、2006年、96頁。

19) 全南大学総学生会「兵営集体訓練に対する我々の決議」金三雄編『韓国近現代史100年史料集 ソウルの春民主宣言』韓国学術情報、2003年、362頁-363頁。

学雰囲気を造成するための政府の努力にもかかわらず、一部の学校で対話と協調よりも排斥と対決による騒動が続けられ、秩序が乱れていることは、非常に残念に思っています。(中略)すでに申し上げたように、政府は、国家の安全保障を強固にし、社会安定と公共秩序の維持、そして国民生活の安定と経済成長に励みながら、着実に政治発展のための努力を持続しています。(後略)」²⁰⁾

上記の崔大統領の談話文は、当時の学生勢力の要求が「分断」状況におかれている国家的現実を全く考慮しない利己主義的発想であるということであった。つまり当時の支配勢力は、「先安保、後政治発展」という論理を一貫して堅持したまま、国家によって設定された危機状況下で、各々の国民が自らの利益を自制しつつ、安定的に秩序を保つことが政治発展のための近道であるという認識がうかがえる。

上記の談話文を発表してから崔大統領は、同日に全斗煥保安司令官に中央情報部長代理を兼任させた。「12・12事態」以後、陰で政治権力を操ってきた全斗煥は、両大情報機関を掌握することで、政治舞台の前面に登場し、軍部政権の再成立を着実に進行していける要件を揃えるようになった。さらに全斗煥は、1980年4月29日、全軍主要指揮官会議後の記者会見で当時の学内闘争などの国内騒擾事態に対して、断固たる措置を暗示した。まず、中央情報部長兼任問題への世論の批判に対して、彼は「(前略)私が両大情報機構を掌握することで政治発展に蹉跌をもたらすという一部の憶測は、ただの杞憂に過ぎないものであり、かえって私の兼任は、内外の難関を克服することに肯定的寄与をし、政治発展を促進するのであろう。(後略)」²¹⁾と言いつつ、当時の危機状況を克服するためには、自らが唯一の対案であるように力説することで、対抗勢力からの批判を一蹴した。

その上、1980年4月30日、全斗煥は兵営集体訓練拒否運動を行う学生勢力に対して、以下のように述べた。

「(前略)私は、学内の民主化、学内の自律化を賛成する。しかしこれは、法的な枠内で進められるべきであり、一部の無分別の学生たちによって、大多数の善良な学生たちが被害を受け、勉学雰囲気が乱れたり、政府の正当な方針と法の指示事項を犯したりすると、国民たちは、失望するのであ

20) 「中央日報」1980年4月14日.

21) 「中央日報」1980年4月29日.

ろう。(中略)国民の皆が真に学生たちを大事にして、彼らが学業に専念できるように後ろから支えなければならないと思い、また彼らが一部の無分別な政治勢力によって、汚染されないように面倒を見なければならない」²²⁾

彼の声明文には、何よりも「国家的危機状況」という前提の下で、兵営集団訓練拒否運動が国家安保と直結するということである。つまり、現在の危機的状況が国民の強い安保意識で克服できるにもかかわらず、その問題を軽視する一部の政治勢力とそれに扇動された学生たちが政治発展を妨害するということである。彼は、民主主義そのものを否定はしないという。しかし、既存の「維新体制」によって作られた法的枠組で改憲作業を進めることを条件づけて、それを満たさない人々は、「無分別の人間」とみなす。具体的に彼は、「無分別の人間」と「理性的人間」という二項対立の線引きを行い、既存の法的枠組そのものを否定する人々やそれに扇動される人々などを「無分別の人間」といい、社会騒擾問題の本質を歪曲する。その上、対抗勢力側の政治勢力・学生勢力と国民との間を離間させる戦略で、対抗勢力を攻めていった。

当時の社会騒擾事態に対する全斗煥の認識がより具体的に表れているのが次の声明文である。

「(前略)北怪が赤化統一という基本戦略を追求し続けていることは、周知の事実であり、したがって安保第一という我々の現実には、変わりはない。10・26事態によって、過去よりも国内外の国家安保が切実になったことは、厳然たる事実である。しかし、これを軽視しようとする傾向が強い。(中略)安保は、権力維持のための道具になってはならないことであり、反政府の口実となってもならない不可侵のテーゼである。」²³⁾

全斗煥は、両非論的な立場にもとづいて、安保問題の重要性を強調する。彼は、政府が安保問題を強調することに対して、「政権安保欲」であると批判することが現実を直視しない世間知らずの発言であるといいながらも、「安保」が権力維持や民主化運動の口実になってはならないことを述べる。ある面から見ると、これは全斗煥を中心とした新軍部が中立を守っているように見える。しかし「改憲」と「安保」に関する彼の立場は、既存の法的枠組内での改憲論議を進めた上で、国家安保のために秩序維持と

22) 「中央日報」1980年4月30日。

23) 「中央日報」1980年4月30日。

いうことから分かるように、既存の「維新体制」を維持していくことであった。

このように兵営集体訓練拒否運動がきっかけで、始まった支配勢力の攻勢は、結局「闘争方向」をめぐる学生勢力の内紛をもたらした。たとえば、当時の学生勢力内では、主に二つの闘争方法をめぐって対立していた。まず第一には、既存の兵営集体訓練拒否運動を続ければ、反共主義に慣れてきた多数の国民と、自分たちが乖離するリスクが大きいため、闘争のレベルを調節して、先に軍部の陰謀を国民たちに宣伝すべきであるという立場であった。第二には、以前のように兵営集体訓練拒否運動を強行する場合、学生たちの熱烈な支持を受けながら、その動力で軍部の政治的孤立をもたらすことができるという立場であった。結局、1980年5月1日に学生勢力は、第一案を採択し、兵営集体訓練拒否運動を撤回する代わりに「戒厳令解除」、「維新残滓勢力の退陣」、「政府主導の改憲中断」、及び「労働三権の保障」などを掲げて、本格的な政治闘争を展開することにした。その上、自らの行動が国家安保を害したり、秩序を乱したりするためではなく、民主主義的手続きに基づいた民主政府の成立だけを求めるという点を国民にアピールするために、自発的に兵営集体訓練にも参加した。たとえば、ソウル大学をはじめとした各大学は、兵営に入所する一方、それ以外の学生たちは、非常戒厳解除などを要求する徹夜示威、集会討論会に突入した²⁴⁾。1980年5月1日に発表された以下の延世大学からの声明文をみると、当時の学生勢力の認識がよく表れている。

「(前略)国家安保と社会の安全は、我々皆が求めているところである。(中略) それにもかかわらず、現在の過渡政府が再び国家安保と社会安定を口実にして旧悪を温存させようとすると、それは、自ら安保と安定を望まないという証拠になる。(中略) 現在、改憲を主導している集団は、(中略) 非常戒厳で国民の意思を完全に抹殺したまま、自分たちの既得権を守ろうとする。(中略) 兵営集体訓練を拒否する学生たちの真意を歪曲し、(中略) 学生たちの安保意識を国民が疑うようにごまかして、学生と国民との間を仲たがいさせようとする意図として、再び社会安定を乱す無謀な行動を続

24) ユシチュン「変革の前衛隊、学生運動」6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6月抗争を記録する 1編』6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007年、53頁。

けている。（後略）」²⁵⁾

上記の内容をみれば、学生勢力は「安保」というものが支配勢力だけの専有物ではなく、国民の皆が認識するものとして、支配勢力が頻繁に「安保論理」を用いることそのものが自らの既得権を維持するためであり、かえってそれが国内安定を害するという論理を述べる。そして、改憲の主導権が支配勢力にあることを警戒しつつ、この状況での改憲作業は、民意を受容する制度よりも、支配勢力の既得権を維持する方向へ走る可能性を指摘し、彼ら自身が学内問題から政治闘争へ転換した理由を明らかにしている。

さらに1980年5月2日には、初めて兵営集体訓練拒否運動を行った成均館大学でも「（前略）安保に対する国民の疑惑を解消するために自発的に兵営へ入所することを決議する。（後略）」²⁶⁾といい、政治闘争の本質を見失わないために自発的入所を宣言した。そして学生勢力は、約1万人がソウル大学のアクロポリス広場で結集し、「全斗煥は、退陣しろ」、「非常戒厳を解除しろ」、および「政府主導による改憲作業を中断しろ」という支配勢力に「安保論理」の動員の余地を与えないスローガンで、政治闘争を続けていった²⁷⁾。

このように学生勢力は、支配勢力の「安保論理」が政権維持のための戦略という点を強調しながら、自らの闘争レベルが戒厳解除や改憲などに絞られていることを明らかにしていった²⁸⁾。こうして彼らは、「5月13日までの戒厳令解除」という要求を政府が受容することを催促し、もはや軍部と学生勢力との間の衝突は、避けられなくなった²⁹⁾。

当時の学生勢力は、兵営集体訓練拒否運動を通して、反共主義の枠を克服しようと試みたが、対抗勢力陣営の全体は、それに同意していない状態

25) 延世大学総学生会「大学だけが民主化の道を明かす最後の堡壘」金三雄編『韓国近現代史100年史料集 ソウルの春民主宣言』韓国学術情報、2003年、381頁 - 383頁。

26) 成均館大学非常学生総会「時局に対する我々の決議文」金三雄編『韓国近現代史100年史料集 ソウルの春民主宣言』韓国学術情報、2003年、391頁 - 392頁。

27) 玄ムファン「先導闘争の旗幟」6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6月抗争を記録する 1編』6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007年、89頁。

28) 姜ジュンマン『韓国現代史の散策:1980年代編 1巻』人物と思想史、2006年、96頁。

29) ソウル大学大学院生総会・ソウル大学総学生会「全民衆への手紙」金三雄編『韓国近現代史100年史料集 ソウルの春民主宣言』韓国学術情報、2003年、395頁 - 396頁。

であった。そのため、学生勢力は、憲法上の問題提起へ方向修正を行っていった。しかし、改憲問題すらも当時の支配勢力は、国内状況の不安を根拠とした「安保論理」を通して、国民が社会的混乱と捉えるように誘引し、結局、学生勢力はさらなる孤立に追い込まれるようになった。

(三)「ソウルの春」と学生勢力の政治的孤立

学生勢力の政治闘争への方向修正は、ソウル大学をはじめ、全国各地の大学へ波及し、1980年5月3日に至って、各大学の総学生会が大学間の連帯方案を模索するようになった。さらに1980年5月9日には、高麗大学の総学生会長室で全国23個の大学の代表たちを中心に、総学生会長団会議を開催し、校内での平和的示威原則を再確認した。しかし、このような学生勢力の動きは、1980年5月12日に大きな転機を迎えた。たとえば、同日の夜、学生勢力の中で「軍部からのクーデター発生」という噂が立って、示威中の学生たちがソウル大学から撤収してしまう事件が生じた。それは、次の日に根拠のない噂であったことが明らかとなったが、示威中の学生たちの撤収問題をめぐって、学生勢力の内部では、批判と反省の声が高まるようになった。こうして1980年5月13日に、延世大学をはじめとした六つの大学で約2,500人の学生たちが街頭示威を実行した³⁰⁾。さらに高麗大学などのソウル市内の七つの大学も街頭示威に加わることで、もはや学生勢力と新軍部との衝突は、避けられなくなった³¹⁾。結局、1980年5月14日には、ソウル市内で約7万人の学生たちが、地方の主要都市では約3万人の学生たちが戒厳解除、独裁打倒、全斗煥打倒を叫びながら、警察と衝突し、15日には、ソウル駅で10万人を超える学生たちが集結するに至った。

当時の街頭示威に対して、支配勢力は「危機状況下で無分別な行動である」と批判しながら、学生勢力を労働者・国民からも孤立させようとした。以下は、1980年5月15日、國務総理によって発表された談話文である。それをみると、当時の社会騒擾事態に対する彼らの認識がよく表れている。

30) 玄ムファン「先導闘争の旗幟」6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6月抗争を記録する 1編』6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007年、90頁。

31) 姜ジュンマン『韓国現代史の散策：1980年代編 1巻』人物と思想史、2006年、97頁。

「(前略)法と秩序を崩した学生たちの無分別な行動の故に、社会が混乱に陥り、その結果がわが国の将来にいかなる影響を及ぼすかは、改めて考えなくても明らかである。わが国が混乱に陥って、原状回復のできない状態に至ると、朝鮮半島を武力で赤化統一しようとする北朝鮮の共産集団がそのチャンスを見逃すわけには行かないでしょう。(後略)」³²⁾

上記の談話文は、1980年5月16日、東亜日報に「北傀軍、非武装浸透、米軍と交戦」のタイトルで「板門店の東側の共同警備区域で正体不明の北傀軍と銃撃戦があった」という記事と一緒に載せられた。実際の国家安保に関わる事件と上記の談話文が同日に載せられたことそのものが非常にアイロニーであるが、いずれにせよ、当時の「安保論理」が学生勢力を除いた対抗勢力側にも効いたことは、否定できない。たとえば、1980年5月15日の状況について、当時のソウル大学の4年生であった玄ムファンは、「ソウル市内で7万人の大学生たちが雨に濡れながら、戒厳解除、独裁打倒を叫びながら、警察との攻防戦を夜の10時まで続けた。しかし、市民たちは傍観するだけであって、参加しようとしなかった。ヨイド労総会館でデモ中であった1千人の労働者らも参加への催促に合流するどころか自ら解散してしまった」³³⁾という。

このように対抗勢力陣営内での学生勢力の孤立が進められる中で、再度、支配勢力から「北朝鮮の全面南侵説」が作られた。これは、「北傀は、最近の韓国内の騒擾事態を見てこの時期が南侵の決定的時期として判断、1980年5月15日～5月20日の間に南侵することを決定した。」³⁴⁾という内容を、韓国の中央情報部が1980年5月10日に日本の内閣調査室から入手したということから始まった。その情報をめぐって、軍部は「韓国内の騒擾事態から見ると、北傀が有利な南侵時期であると判断する可能性がある。しかし(中略)今のところは、特別な兆しが見られなく、南侵の日付も根拠がない」と言いつつも、スパイによる非正規戦の可能性が高いといった。そして、それに備えるために、北朝鮮の最初の南侵時期であった

32) 「東亜日報」1980年5月16日。

33) 玄ムファン「先導闘争の旗幟」6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6月抗争を記録する 1編』6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007年、91頁。

34) 朝鮮日報社編『銃口と権力:5.18 捜査記録 14万頁の証言』朝鮮日報社、1999年、339頁-340頁。

1980年5月14日から20日までの期間に「早期警報態勢の確立（監視活動の強化）」、「地上、海上、空中の警戒強化」、「重要施設の警備補強」、「検問検索および要人の身辺保護強化」、および「即刻出動態勢の確立」などの「対スパイ作戦態勢強化」などの指示を下し³⁵⁾、当時の反政府運動を瓦解させようとした。こうして1980年5月17日には、国防長官を含めた陸・海・空軍の主要指揮官44人を中心に全軍主要指揮官会議が開かれ、戒厳令の全国拡大を決定し、当時の騒擾事態に軍の介入を促していった。1980年5月17日の全軍主要指揮官会議での会議録をみると、「安保論理」を通じた支配勢力の危機状況提示が限界に達していることが分かる。

「我々は、国家的危機に置かれています。北傀挑発に備えるべきである時点で学生たちのデモなどで社会が混乱に陥っています。(中略)彼らは、学徒護国団の解体や兵営集体訓練の拒否だけではなく、それを民衆蜂起や革命手段として用いようとしています。(中略)これから軍が介入して、現時局を收拾しなければならないという皆さんの意見を集めて、大統領の許可を得ようとしています。(中略)心配なことは、共産党の浸透です。国民の輿望は、共産党を防ぐことです。(後略)」³⁶⁾

上記の会議録をみると、支配勢力は、当時の民主化運動を鎮圧するために、軍動員のための正当化作業を着実に進めていたことが分かる。つまり支配勢力は、一貫した「安保論理」で学生勢力を一般市民から乖離させ、民主化を要求する彼らの行動が社会安定を乱す不純分子と見えるように世論を操作しつつ、自らの意図通りに政局を運営していった。こうして学生勢力は、一般市民の呼応がない状態で軍部と衝突することが賢明ではないと判断し、再び各大学内で徹夜示威を行うことを決定した。³⁷⁾

このように「分断」という状況の下で置かれている韓国には、「民主化」という課題が「安保」よりも優先的なものとなりにくかったのである。それにもかかわらず、対抗勢力は「10・26事件」後から民主化への移行が無理なく行われると予想しつつ、支配勢力の「安保論理」の根幹を成す「分断」、そして反共主義に対して、深刻な問題提起もせず、一つにまとまっ

35) 同書、341頁。

36) 同書、330頁－338頁。

37) 姜ジュンマン『韓国現代史の散策：1980年代編 1巻』人物と思想史、2006年、103頁。

た対案を形成することもできなかった。これは、彼らに政治的敗北をもたらす大きな要因だったのであろう。つまり、対抗勢力による「改憲」要求は、支配勢力の「安保論理」に対する根本的な問題提起と、それに相応しい対案形成をせず、政局の主導権を失ったため、後にそれが当時の国際情勢と国内経済不安を主張する支配勢力の「安保論理」によって希釈されてしまったのである。

第二章. 支配勢力と対抗勢力の集団的記憶の形成と軍部政権の再成立

(一) 「光州事件」と言論操作による軍部政権の正統性確保

危機状況を設定しつつ、自らの「安保論理」を根拠づけた支配勢力は、学生勢力を国民から孤立させることに成功した。こうして社会騒擾事態の解決という口実で、軍動員の正当性を得た軍部は、1980年5月17日、全軍主要指揮官会議を開き、非常戒厳の全国拡大という有利な立場を先占した。こうして彼らは、ソウルと同様に街頭示威の行われている光州に注目した。光州でも、1980年5月13日から16日まで、全南大学をはじめとした九つの大学の学生たちが毎日、校内で「改憲」を催促する示威を行っていた。しかし、その示威は、16日を頂点とし、学生運動指導部が土・日の17日・18日に街頭示威を休むことに合意することで、しばらく小康状態に入った。それは、19日から学校に戻って、正常に受講しながら、政府の応答を待ち、もし、支配勢力によって休校令が下されたら、次の日の午前10時に全南大学の正門の前で集まるという条件付の解散であった。しかし支配勢力は、1980年5月17日午後9時40分、全軍主要指揮官会議で合意した非常戒厳拡大案を、非常国務会議で通過させ、特殊任務を遂行する空輸特戦団を光州、全州、大田へ、また大丘と釜山には海兵隊を派遣することに決定した。特に光州に派遣された7空輸旅団には、最初から示威鎮圧装備ではなく、戦闘装備に武装させ、その隷下部隊である33大隊と35大隊を、最も活発に反政府運動の行われている全南大学と朝鮮大学に17日の夜12時を起点に進駐させた。このように始まった「光州事件」は、9日間にわたって、死亡者154人、行方不明者74人、負傷後死亡者95人、負傷3,310人、拘束者1,430人など、総5,063人に至る莫大な人命

殺傷をもたらした³⁸⁾。

それでは、なぜ対抗勢力の改憲要求は、莫大な人命被害だけをもたらしたまま、鎮圧されてしまったのか。また支配勢力は、いかにして軍動員が可能であったのか。この問いは、支配勢力の「安保論理」の根幹を成している「分断」というキーワードと直接的に関連している。つまり支配勢力は、「分断」を用いて「先安保、後政治発展」という「安保論理」をつくり、それを一貫的に主張し続けた。そして、それに当てはまらない主張は、徹底に抑圧しつつ、自らの政権を維持してきたのである。

「光州事件」が起こった当時の支配勢力の言説をみると、彼らが軍部政権の再成立のために、いかなる戦略を用いたのかが明らかになる。1980年5月17日、支配勢力は全国各地での騒擾事態を鎮圧するために、非常戒厳の全国拡大を非常国務会議で通過させた。その上、以下の布告令10号を通して、自らの権力確保のための有利な法的枠を設定した。

「(前略)あらゆる政治活動を中止し、政治目的の屋内外の集会および示威を一切、禁ずる。(中略)一切の政治的発言は、不許可する。言論・出版・報道および放送は、事前検閲を受けなければならない。各大学は、当分の間、休校措置する。正当な理由なしで職場の離脱、怠業、およびストライキなどを一切禁ずる。流言の捏造および流布を禁ずる。流言ではなくとも、前・現職国家元帥を侮辱誹謗する行為、北傀と同一した主張および用語を使い、扇動する行為、公共集会で目的以外の扇動的発言および秩序を乱す行為は、一切不許可する。(後略)」³⁹⁾

上記の内容を見ると、支配勢力は、政治活動禁止、言論統制、及び流言禁止などの項目を用いて、自らの既得権維持に妨害となる政治家たちなど、対抗勢力の行動を徹底に封鎖しつつ、彼らを社会から孤立させ、自らが当面の危機的状況を克服できる対案勢力であることを宣伝した。このような支配勢力の戦略は、5月18日に発表された崔大統領の特別声明にも、具体的に表れている。

「(前略)社会混乱を利用した北朝鮮共産集団の対南赤化策動が日々激増

38) ユシチュン「5・18光州民衆抗争」6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6月抗争を記録する 1編』6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007年、114頁。

39) 「京郷新聞」1980年5月19日。

し、我が社会の攪乱を目的とした武装スパイの継続的な浸透が予想されています。(中略)このような重大な時期に一部の政治家、学生、および労働者の無責任な軽挙妄動は、この社会を混乱と無秩序、扇動と破壊が乱舞する無法地帯に造っており、(中略)文字通りわが国は、重大な危機に直面していると言わざるを得ない。(中略)公共の安寧秩序と社会安定なしには、政治発展も約束しにくいのです。(後略)」⁴⁰⁾

崔大統領の談話文をみると、光州での騒擾事態は、常に戦争の可能性が隠れている国家的現実を軽視する一部の政治家と学生勢力が扇動した結果であり、ますます彼らが国家的危機状況を募らせていくということである。具体的に彼らは、言論操作を通して、「光州事件」を歪曲しうる有利な立場を先占した上で、金大中、金泳三、そして金鍾必などの26人の主要政治家たちを学園騒擾の扇動と不正蓄積の疑いで合同捜査本部への連行や自宅軟禁などで、彼らの活動を無力化させた。さらに言論操作を通して、光州地域を孤立し、都市全体が北朝鮮の共産集団から操縦されているように宣伝していった。そして、光州での騒擾事態を鎮圧する戒厳軍は、国家的危機状況から国を守る唯一の集団のように映す一方で、3000人以上の死傷者が発生したにもかかわらず、以下のように偽りの事実を報道した。

「21日午後7時現在、集計された被害状況を見ると、この騒擾で軍・警5人と民間人1人が死亡し、軍・警30人が負傷したが、民間人負傷者数は、公式的に集計されなかった。(中略)この騒擾事態において、公共建物13棟、民間車両3台、消防車4台が破壊された。光州地域の騒擾が悪化され、暴動現象にまで発展した原因は、全国非常戒厳が宣布されてソウルを離脱した学園騒擾事態の主謀学生たち、ならず者、および現実不満勢力の多くが光州へ行って、根拠のない流言を捏造して、伝えたことから起因する。」⁴¹⁾

上記の内容は、1980年5月21日の新聞記事であるが、支配勢力による言論操作のやり方を見ると、戒厳軍は国家的危機状況を募らせる共産集団と戦っている正義の味方であり、光州市民たちは、単なる「悪の勢力」であるかのようなイメージを作り出している。

さらに1980年5月22日には、光州騒擾事態の解決有無が光州市民の理性と自制にかかっているという論理で、もっと光州市民たちを追いこんで

40) 「東亜日報」1980年5月19日。

41) 「ソウル新聞」1980年5月21日。

いった。つまり、以下の特別談話を見れば、光州事態の悪化する原因は、国家を転覆しようとする不純分子たちが悪性流言、公共施設破壊、および放火をし、それに惑わされた一般市民までが加えるためであり、戒厳軍の行為は、国家安保を守るためのやむ得ない方策であったという戦略をとっていた。

〔(前略) 数百人の大学生たちによって、再開された平和的示威が今日のように夥しい事態へ拡散されたことは、相当な数の他地域の不純人物が事態を極限的な状態まで誘導するために、皆さんの町(光州)へ潜入し、とんでもない悪性流言の流布、公共施設破壊、放火、および財産略奪行為などを通して、計画的に地域感情を刺激・扇動し、秩序を乱す行為を先導したところから起因したことです。(後略)〕⁴²⁾

上記の内容からも分かるように、支配勢力の戦略は、まず当時の社会的状況を「国家的危機」と宣言しつつ、政治発展を求める勢力を国家の安寧と安定を乱すものとして、追い込んでいくことであった。その上、一般市民を「善」の味方とし、彼らを対抗勢力との分離することで、大義のために軍動員が必要であると主張する。

しかし、支配勢力の主張とは違って、実際の光州では、1980年5月21日に戒厳軍が戦略上、市外郭へ後退した後、光州市内にいる社会各界の指導級人事15人が「5・18事態收拾対策委員会」を結成し、政府に対する7カ項の要求⁴³⁾を出した。その後、收拾委員たちは、再び軍との衝突を防ぐために市民軍から武器を回収し、戒厳司側と交渉した。その間に全南道庁の前では、市民たち同士で自発的な討論会が行われた。そこで市民たちは、流血事態防止や秩序維持などに賛成し、また武器回収に全員同意することで、道庁と光州公園で200個ぐらいの銃器が回収された。さらに学生たちを中心に「15人学生收拾委員会」が構成され、彼らは、主に銃器回収、車両統制、修理補修、医療チームなどの部署を設置して、秩序回復に取り

42) 「韓国日報」1980年5月22日。

43) 「5・18事態收拾対策委員会」による7カ項の要求事項

①事態収集前に軍を投入しないこと②連行者全員を釈放すること③軍の過剰鎮圧を認めること④事後報復を禁ずること⑤責任を免除すること⑥死亡者に対して、補償すること⑦以上の要求が貫徹されると、武装解除する。(李光宇「光州事態」東亜日報社編『現代韓国を揺るがした60大事件：解放から第5共和国まで』東亜日報社、1988年、279頁。)

組んだ⁴⁴⁾。このような一連の行動から見ると、光州市民たちが不純分子たちの流言などで惑わされて、暴動を起こしていることは、納得のいかないことである。これは、支配勢力が自らの政権延長のために危機状況が必要であって、そのために市民たちを刺激し、無理やりに民衆蜂起を導き出したということになる。つまり、そもそも「光州事件」は、軍部が暴動を防ぐことに貢献することを国民に知らせつつ、軍部政権の再成立のための正統性を確保しようとしたシナリオであったことに間違いない。

支配勢力が「光州事件」を鎮圧し得た背景には、米国の力も無視できない。冷戦の一軸を担いつつ、韓国での軍事作戦統制権を有する米国は、光州での騒擾事態の継続化と拡大化を恐れ、北朝鮮の挑発行為に直ちに対抗すると発表するなど、事実上、支配勢力への支持を表した。たとえば、1980年5月23日、米国防省の声明文をみると、韓国の政治発展に対する米国の認識がうかがえる。

「我々は、光州での民間騒擾を深刻に心配している。我々はあらゆる関係当事者が最大限の自制力を発揮し、平和的な解決策を見つけるための対話を試みることを催促した。不安事態の継続と暴力事態の拡大は、外部勢力の危険な誤判を即発させるおそれがある。（中略）我々は、韓国の事態を利用しようとする外部からのすべての試みに対しても米国政府が韓国との条約義務にしたがって、強力に対応していくことを再度明らかにしておく。」⁴⁵⁾

上記の内容から分かるように、韓国の国民にとって自由民主主義の味方と認識されていた米国は、「不安事態」や「暴力事態」などの用語を使うことで、実際に支配勢力の「安保論理」に同意した。こうして光州市民たちは、米国の支援を背負った支配勢力の徹底したシナリオに組まれて、本当に国家的危機状況を募らせる暴徒になっていったのである。

しかも、7項目の要求に基づいて、戒厳司側と交渉してきた収拾委員たちの努力も、1980年5月26日、崔圭夏大統領が戒厳司側だけを訪問し、一方的な談話文を発表することで、事実上、失敗に終わってしまった。

44) ユシチュン「5・18 光州民衆抗争」6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6月抗争を記録する－1編－』6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007年、110頁。

45) 「ソウル新聞」1980年5月23日。

「(前略) 国際経済状況も困難になっている現在、我々が協力しても解決できないおそれがあるにも関わらず、国民同士で対決をするなんて、これがどうして文化国民といえるのであろうか。(後略)」⁴⁶⁾

上記の発言を見ると、支配勢力の既存論理は、少しも変わらず、「光州事件」に関するすべての責任を市民たちに転嫁していることが分かる。まず崔大統領は、市民たちが武装をした原因に対して、因果関係を明確にせず、かえって「文化国民」という言葉を用いて、対決的姿勢を堅持しようとする市民たちを批判している。

結局、1980年5月27日の午前4時、事態は、戒厳軍と市民軍との最後の一戦という破局的結果へ向かっていき、わずか1時間20分で10日間にわたる抗争が鎮圧されてしまう。その後から支配勢力の内部では、全斗煥を中心とした新軍部勢力が政権獲得して向けた作業を素早く着手していった。

このように「安保論理」に基づいた社会騒擾事態の解決という口実で、非常戒厳を全国へ拡大した支配勢力は、無理なく軍動員に対する正当性を獲得した。当時は非常戒厳によって言論が徹底に統制された状況であったため、「光州事件」の当事者である光州市民以外には、「光州事件」が「社会騒擾事態の解決に貢献した軍」という支配勢力の立場を支持する集団的記憶が圧倒していた。

(二) 政権安定のための六つの措置

「光州事件」を鎮圧した支配勢力は、危機状況を收拾するという口実で、1980年5月31日、大統領の諮問・補佐機関として「国家保衛非常対策委員会」(以下、国保委)を構成し、行政・司法に対する指揮・監督・統制・調整機能までを担わせた。さらに国保委の下では常任委員会が設けられ、委員長としては、全斗煥が任命された。こうして国保委は、常任委員会を中心に全斗煥政権の出帆のための改革作業に取り組んでいった⁴⁷⁾。

改革の主な中身としては、まず、1980年6月18日に「維新体制」の下で既得権を享受していた金鍾泌、李厚洛をはじめとした既存の有力政治家たちを不正蓄財の口実で公職から追い出し、彼らから853億を回収し

46) 「東亜日報」1980年5月26日。

47) 金三雄『解放後、政治史の100場面：解放から金大中政権まで』カラン企画、2001年、314頁－315頁。

た⁴⁸⁾。その後、7月9日には、長官と次官級人事を含め、8877人の公務員たちを粛清したことが取り上げられる。第二には、1980年7月4日、以下の捜査結果文にもとづいて、金大中をはじめ、37人を内乱陰謀や国家保安法違反の疑いで拘束したが取り上げられる。

「金大中とその追従勢力は、国民聯合を主軸に、復学生を行動隊員と立たせて、学生たちを扇動して民衆蜂起を導き出した。そして、金大中を首班とする過渡政権樹立などを闘争目標として非合法的闘争を追求し、ついに内乱扇動と陰謀にまで至った。」⁴⁹⁾

第三には、1980年7月30日、以下の「自律浄化決意」を新聞協会に強要したことである。

「(前略) 1. 我々は、国家の保衛と社会の安寧秩序確立が国家的急先務であることを認識し、いつも言論は、国益を優先する立場を堅持し、国民利福の増進のために積極的な役割と使命を尽くす。2. 正義と道義の支配する新しい社会建設と国民和合のために社会浄化は、汎国民的次元で推進されるべきであり、これに言論も最善の努力を尽くす。(後略)」⁵⁰⁾

上記の決意文に基づいて、国保委は、数百人の記者を解職し、1980年7月31日に至っては、日刊紙を除いた定期刊行物172種も廃刊させた。

第四には、1980年8月4日、以下の「社会悪一掃特別措置」を発表し、全国の犯罪者たちを各軍部隊に強制収容したことが取り上げられる。

「(前略) 今度の措置は、暴力、ならず者、詐欺など、社会紊乱犯を一斉に検挙、収容して社会から隔離させるところにその目的があることではなく、彼らを啓蒙・先導して正常的な社会人に復帰することに障害となるさまざまな要素を除去し、善良な市民へ生まれ変わるように諸措置を講究することで、再びこのような社会悪が永遠に根付くことのできない健全な社会を定着させることに真の目的があります。(後略)」⁵¹⁾

上記の目的にもとづいて、断行した「社会悪一掃措置」は、いわゆる「三清教育隊」といい、3万9千人に至る人々が各軍部隊に収容され、順化教育をさせられた。しかし、教育対象者に対する規定が曖昧であっただけで

48) 「東亜日報」1980年6月18日。

49) 「東亜日報」1980年7月4日。

50) 「京郷新聞」1980年7月30日。

51) 「京郷新聞」1980年8月4日 3面。

はなく、各地域に割り当てられた人数があったため、警察は実績を上げるために、ただ気に入らない人でも教育隊に送る事例も多かった。つまり、表面的に「社会悪の一扫」と言いつつも、実際にそれは、政局掌握のための恐怖雰囲気造成と政治的報復の意味がもっと大きかったのである⁵²⁾。

第五には、既存の戒厳令の下ですべての政党が解散され、835人に及ぶ政治家たちが政治規制対象者となった。しかし、国保委は、政治規制対象者の中で268人を選び出し、全斗煥政権に協力するという前提で救済し、彼らを中心として、いわゆる官製野党を作り上げるに至った。

最後には、政府機関によって問題学生と分類されたり、示威現場で捕まえられたりした学生たちを、法的手続き⁵³⁾を通さず、強制的に入隊させた。このような強制徴集は、1981年から1983年にかけて、およそ447人の学生運動家を対象に行われた。

以上、支配勢力による改革の中身を見ると、政府に批判的な政治家たちを政界から追放するとともに、最も意識化されやすい学生勢力を強制徴集という措置で、彼らの潜在力を封鎖していこうとする狙いがうかがえる。このように「分断」を口実とする「安保論理」を通して、「光州事件」という莫大な人命殺傷をもたらし、自らの政治的危機を克服した支配勢力は、六つの措置で、確実に安定した政権を立ち上げようとした。つまり支配勢力は、民主主義的正統性の欠陥を挽回するために自らの政権を正当化する必要があった。そこで彼らは、六つの措置を通して、学生、労働者、政治勢力などの潜在的対抗勢力を徹底に抑圧し、当面の危機状況をうまく解決しているというイメージづくりに取り組んだ。こうして支配勢力は、大きな反対にぶつからず、自らの「安保論理」を一つの社会的合意として導き出し、しばらくは安定的に政局運営も可能であった。

52) 姜ジュンマン『韓国現代史の散策:1980年代編 1巻』人物と思想史、2006年、241頁。

53) 韓国の兵役法上、入隊する年になっても、大学に通っていれば、退学・休学などの学籍変動がない限り、身体検査と入隊時期の延期が可能であった。また、通常的に入隊しようとするれば、徴兵検査の20日前に徴兵検査通知書を受け取るようになっており、入隊通知書は、入隊日の30日前に受領するようになっていた。(姜ジュンマン『韓国現代史の散策:1980年代編 2巻』人物と思想史、2006年、70頁。)

第三章. 「先安保、後政治発展」という社会的合意に対する対抗勢力の問題提起

（一）「釜山米文化院放火事件」の意義

「10・26事件」以後、民主化への移行を楽観的に捉えていた対抗勢力は、韓国での「政治発展」と「分断」との相互規定性を看過することで、軍部政権の再成立を許してしまった。何よりも「分断」は、韓国の支配勢力にとって、政治的危機状況を克服しうる良い根拠を提供し、それに根拠づけられた「安保論理」も、常に対抗勢力を抑圧しうる重要な統治言説として用いられた。

それにもかかわらず、光州市で行われた莫大な人命殺傷と、それによる民主化への移行失敗は、対抗勢力側にとっても忘れられない集団的記憶を形成させた。そこで支配勢力は、「光州事件」に対する国民の記憶を喚起させるために、言論操作などに取り組んでいった。しかし、すでに「光州事件」を体験かつ目撃した対抗勢力は、支配勢力から強いられた沈黙を破り、従来の構造的矛盾を突破しようとした⁵⁴⁾。具体的に支配勢力は、「光州事件」後、六つの措置を通して、「光州事件」への国民の記憶を転換させ、政権安定の作業に取り組んだ。その反面、民主化への移行失敗という敗北感を抱いていた対抗勢力は、しばらくの間、軍部政権に順応せざるを得なかったが、1982年3月18日、「釜山米文化院放火事件」をきっかけとして、新しい転機を迎えた。その事件は、釜山高麗神学大学に通っていた文富軾や金恩淑などを含めた6人が、「光州事件」当時の韓米連合同司令官が示威鎮圧に同意し、全斗煥政権を支援したことに対して、抗議するために釜山米文化院に放火した事件であった。以下は、当時、配布された「これ以上、米国は韓国を属国にせず、この地から出ていけ」というチラシであるが、その内容には、反政府運動に向けた学生勢力の認識が以前とは変わっているのが分かる。

「(前略) 韓国に対する米国の政策は、経済収奪をするためのものに一貫していたのが分かる。いわゆる友邦という名目の下で、国内独占資本と結託し、買弁文化を形成することで、我が民族に彼ら自身の支配論理に順応するように強要してきた。我が民衆の念願である民主化、社会改革、統一

54) 李ジンギョン「集会的記憶と歴史の問題」李ジンギョン編『文化政治学の領土たち』グリーンビ、2007年、257頁。

を実質的に拒否するファッショ軍部政権を支援し、民族分断を固定化させた。これから、我が民族の将来は、自ら決断しなければならないという信念を持って、この地に蔓延する米国勢力の完全な排除のための反米闘争を絶えなく展開しよう。(後略)⁵⁵⁾

「釜山米文化院放火事件」は、「光州事件」での戒厳軍の武力鎮圧の責任が支配勢力だけではなく、それを阻止しなかった米国にもあることを、国民に周知するきっかけとなった。その後、反米運動は社会運動の中心主題として浮上し、各階各層にも大きな影響を及ぼした。たとえば、1970年代の社会運動は、支配勢力による「選挙制度の歪曲」と「資本独占」という外見的問題に止まり、社会運動の主体すらも両者の根幹をなしている反共主義という認識の枠を克服していない状態であった。しかし、「釜山米文化院放火事件」後からは、学生勢力を中心に闘争範囲が「安保論理」の根本的部分を占めていた「分断」までを問い詰めるなど、社会運動が反共主義の枠そのものを変革させようとした点で、対抗勢力の認識が根本的に変わりつつあったといえる。

この点から見ると、「釜山米文化院放火事件」は、1980年代の民主化運動の出発点ともいえ、それを通して、「光州事件」の真相をめぐる問題提起や、1980年の民主化への移行が失敗してしまった理由に対しても対抗勢力内の反省を呼び起こす重要なきっかけを提供した。しかし、上記のような対抗勢力の動きに対して支配勢力は、言論操作を通して、放火そのものを容共行為と見なし、事件の主導者たちを社会から隔離しようとした。たとえば事件発生後、翌日の新聞には「釜山米文化院放火事件」を「反体制地下組織や北朝鮮の固定スパイに操られていた左傾不純分子の犯行」⁵⁶⁾というタイトルで掲載した。さらに、1982年3月20日の内務部長官による談話文をみると、当時の支配勢力がいかにも「釜山米文化院放火事件」をとらえていたのかが明らかになる。当時の支配勢力は、放火犯が事件を起こした理由について、全く取り扱わず、問題の本質を歪曲するばかりであった。

「(前略) 今度の事件は、韓米関係がどの時期よりも固くなり、(中略) いかなる勢力も侵略しにくい安保体制が完成されようとする時期に発生した

55) 東亜日報社編『宣言から見た80年代の民族・民主運動』東亜日報社、1990年、116頁。

56) 「東亜日報」1982年3月19日11面。

悪質かつ不純な犯行である。（中略）放火犯らが散布したと思われる不法チラシの中身には、〈米国は、これ以上、韓国を属国にせず、この地から出て行け〉、〈北侵準備完了〉などの常識はずれの言行を何気なくしているが、彼らの言行は北傀と脈略をともしているに間違いはない。（後略）」⁵⁷⁾

「釜山米文化院放火事件」に対する学生たちの主張は、韓国に民主化、社会改革、及び南北統一をもたらすことのできない原因が、それを拒んでい
る支配勢力を米国が支援したためであったということである。しかし、支配勢力は「釜山米文化院放火事件」を国家安保が安定している時期に当たって、それを妨害するための北朝鮮スパイの策略であると見なしつつ、「反米」＝「親北」という二分法的論理で学生たちを攻めていった。例えば、1982年4月1日の新聞では、放火事件の首謀者である文富弼のメモ用紙に「我々は、熱心に生きてきたようだが、なぜか、今、我々にあるものは何もない」⁵⁸⁾と書いてあった文句を取り上げ、彼の考え方が左傾的であると批判した。その上、支配勢力は「釜山米文化院放火事件」を伝統的な韓米友好関係の離間を策動し、駐韓米軍の撤退を狙うことで、北傀の対南赤化戦略に同調・加担した事件である⁵⁹⁾と規定した。とれとともに彼らの反政府運動が単なる世間知らずの行動であると批判するなど、問題の本質を歪曲し続けたのである。さらに1982年4月2日には、文教部長官の主宰で全国97個の大学の総・学長を集めて、「釜山米文化院放火事件」について、対策会議を開いた。当時、文教部長官の発言をみると、支配勢力が放火事件をきっかけとして、自らの設定した理念的フレームに学生たちをはめようと図ったことが分かる。

「今度の放火事件がきっかけでイデオロギー批判教育の重要性をもっと痛感するようになった。（中略）各大学は、イデオロギー批判教育を強化するために、各大学別にイデオロギー批判教育委員会および研究所を設置し、イデオロギー教育に対する教育課程とプログラムを開発するなど、効率的な教育方法を講究し、学術セミナーも開いて、学生たちの健全な批判意識を養わなければならない。」⁶⁰⁾

57) 「ソウル新聞」1982年3月21日。

58) 「京郷新聞」1982年4月1日。

59) 「京郷新聞」1982年4月1日。

60) 「東亜日報」1982年4月2日。

このように支配勢力が「釜山米文化院放火事件」を敏感に受け入れ、放火犯らに対する徹底した容共論理で攻めていったことには、一つの理由があった。簡単にいえば、それは、全斗煥政権が「安保」という口実で、多くの自国民の犠牲の上に成り立ったからである。そのため、光州での真相が世間に知られると、彼ら自身の「安保論理」の虚構性も露わになり、直ちにそれは、全斗煥政権の正統性動揺に直結するおそれがあったからである。実際に「釜山米文化院放火事件」の以前までは、ほとんどの国民が「光州事件」を北朝鮮から操縦された何人かの不純分子による暴動であり、軍は、それを見事に鎮圧したと知らされ、実際に「光州事件」の真相を知っていた人々は、光州市民や一部の対抗勢力だけに限られていたのである。そのため「光州事件」後、権力を獲得した支配勢力は、常に「光州事件」への集団的記憶の形成を抹消しようとし、その記憶を拡大させようとする対抗勢力の試みには、自らの「安保論理」を用いて、徹底に「体制反対」＝「容共分子」という論理で攻撃し、彼らを一般国民から隔離させなければならなかった。たとえば、「釜山米文化院放火事件」の首謀者であった金恩淑は、当時の裁判過程の記憶について、以下のように証言する。

「(前略)今は、皆が知っている事実だが、当時は全然知ることはできなかったし、しかも法廷でも、もっと言うのが難しかった。政府から給料をもらっている検事と裁判官は、私が何か言おうとするとすぐ、“被告人”と呼び、半強制的に私たちの口を塞いだ。法廷は口を塞ぐところでもないのに。“被告人、止めなさい”。“被告人たちが米国文化院を放火したのは、そのためじゃないのではない”。“社会科学というのを学習しながら、得た社会主義理念を持って、暴力的手段で反政府活動をしようとしたのではない”。“光州とは関係ないことでしょう”。彼らは、どうしても私たちの口から光州の“光”という字も出ないようにしたのだ。全斗煥政権と裁判部は、私たちの主張にくつわをはめて、いわゆる意識化された左派性向の学生たちが国家を転覆するための策動であったようにごまかそうとした。(後略)」⁶¹⁾

彼女の証言からも分かるように、支配勢力は、軍部政権の正統性確保の

61) 金恩淑「監獄の独り部屋、ほこりとヒキガエルとの愛：釜山米文化院放火事件」6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6月抗争を記録する 1編』6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007年、190頁－191頁。

一環として、自らが共産主義の攻撃から国家を守る自由民主主義の味方のようなイメージを確立しなければならなかった。そのため「光州事件」を取り上げながら、政権の不当さを告発する対抗勢力の行為について、常に容共勢力と見なす必要があった。

しかしこれは、国家保安法の乱用をもたらし、後には民主化運動の拡大だけを募らせてしまった。たとえば、1982年4月1日に文富弼と金恩淑の検挙後、1982年4月15日には「光州事件」や「釜山米文化院放火事件」の背後操縦の疑いで、金ヒョンジャンをカトリック源州教育院で逮捕する事件が発生した。そのため、当時の源州教育院長であった崔基植祭司も国家保安法や犯人隠匿罪で逮捕されてしまった。こうして宗教団体は、米国に対する責任追及と「安保論理」の虚構性を批判しながら、反政府運動に合流するようになった⁶²⁾。

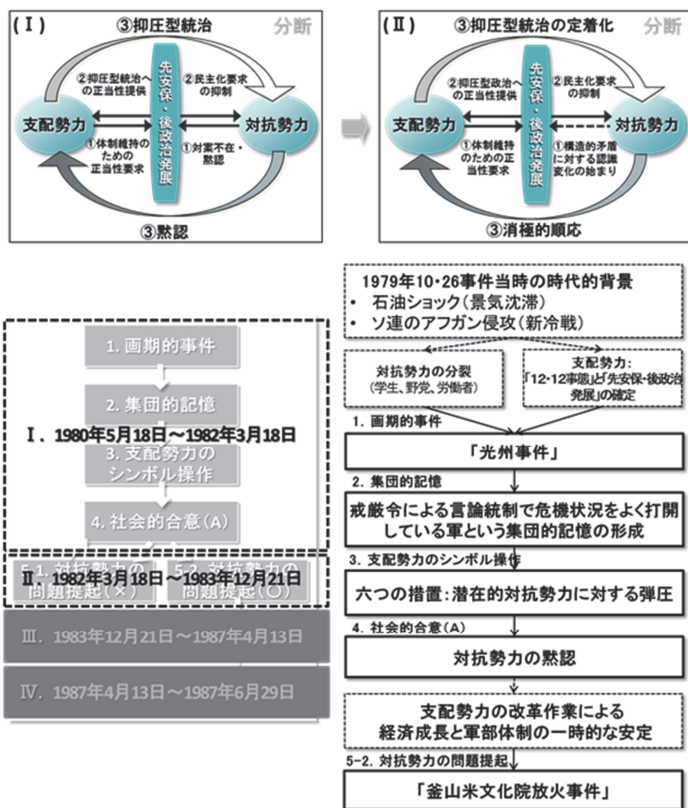
「釜山米文化院放火事件」後、「光州事件」関連の問題提起に基づいた反政府運動は、活発に行われはじめた。たとえば、1982年4月22日には江源大学、26日にはソウル大学が「韓米関係の根本的改善は、反民族的な全斗煥政権の打倒を前提とする」という名目で、本格的なデモに突入した。そして1982年9月24日には、「ソウルの春」以後、初めて街頭で各大学から1000人が集まった。このような一連の動きは、1983年5月18日の「金泳三元新民党総裁の23日間の断食闘争」へ繋がり、結局、支配勢力から自律化措置を導き出した。

このように「釜山米文化院放火事件」は、支配勢力と対抗勢力との間の熾烈な戦いをもたらす出発点ともいえる。具体的に「釜山米文化院放火事件」以前の反政府運動は、対抗勢力そのものが反共主義という枠を克服できないまま、外見の問題への批判に止まっていたため、支配勢力の「安保論理」の提示によって挫折が繰り返された。しかし「釜山米文化院放火事件」は、次第に対抗勢力が反共主義の枠を克服することができるきっかけを提供し、それによって、再び反政府運動が活性化しはじめたという点で、重大な事件であり、「先安保、後政治発展」という既存の社会的合意に対する問題提起として位置づけられる。

62) 東亜日報社編『宣言から見た80年代の民族・民主運動』東亜日報社、1990年、160頁。

おわりに

本稿は、主に「10・26事件」以後、軍部が権力を再創出するために、いかなる方法で自らを正当化しつつ、一つの社会的合意を導き出したのか、そして対抗勢力は、民主化への移行を成功させるために既存の社会的合意に対して、いかなる問題提起を行ったかを当時の「言説」に着目して分析した。こうして、社会的合意の形成過程の第一段階から第五段階までに基づいて、民主化への移行過程を概観してみた。その結果は、以下のとおりである。



図一 2 1980年代の時期区分 (第1期～第2期)

まず第一段階の「社会構造領域と関わった画期的事件」としては、「光州事件」を取り上げている。「10・26事件」以後の支配勢力は、権力延長のための正当性を見つけれないまま、対抗勢力からの改憲要求に直面した。その不利な状況を打開するために支配勢力は、当時の不安な国内状況を根拠とし、対抗勢力からの改憲要求を「先安保、後政治発展」という「安保論理」で抑えた。それが極端的な形で現れたのが「光州事件」であった。「光州事件」以後、支配勢力と対抗勢力との間には、それをめぐる集団的記憶が形成された。たとえば、支配勢力側には「危機状況の克服に貢献した軍部」というイメージが、対抗勢力側には「安保を口実に自国民を虐殺した軍部」というイメージが構築されるにいたった。これが第二段階である。その後、支配勢力は、第三段階のシンボル操作、つまり「光州事件」以後、言論浄化、社会悪の一掃、金大中内乱陰謀事件、不正蓄財者の粛清などの一連の措置を断行する。第四段階としては、自らの「安保論理」を社会的合意へ導き出すことに成功した。このように支配勢力は、「安保論理」を通して、新軍部政権の正統性を作っていた反面、対抗勢力は、それに対する問題提起や対案を提示できないまま、分裂様相だけを見せ続けたため、民主化への移行が失敗に終わった。しかし、支配勢力の弾圧の中で、対抗勢力は「光州事件」という失敗を教訓として、従来の反共主義の枠を克服した問題提起を行うに至った。これが第五段階に当たる「釜山米文化院放火事件」である。

このように本稿は、言説分析に基づいて、1979年「10・26事件」から1982年「釜山米文化院放火事件」までの政治的变化を注目し、なぜ1980年の民主化運動の失敗と軍部政権の再成立が可能であったのかを分析した。その上、1987年の民主化の始点が「釜山米文化院放火事件」であることを見つけることができた。たとえば、「分断」という条件下におかれている韓国では、支配勢力の「安保論理」に根拠を提示しうる要素があった場合、対抗勢力からの民主化要求は、いつでも「先安保、後政治発展」という「安保論理」で撤回されたことが分かった。また、支配勢力の「安保論理」に対して、反共主義の枠を克服しうる根本的な問題提起とともに、それよりも優位に立てる対案を形成しない限り、民主化への可能性を期待し得ないことも分かった。

次稿では、支配勢力の「安保論理」に対する問題提起後、対抗勢力陣営

内では民主化のための対案がいかに形成されていったのかについて、分析することにする。

<参考文献>

「中央日報」1980年4月14日.

「中央日報」1980年4月29日.

「中央日報」1980年4月30日.

「東亜日報」1980年5月16日.

「東亜日報」1980年5月19日.

「東亜日報」1980年5月26日.

「東亜日報」1980年6月18日.

「東亜日報」1980年7月4日.

「東亜日報」1982年3月19日.

「東亜日報」1982年4月2日.

「京郷新聞」1980年5月19日.

「京郷新聞」1980年7月30日.

「京郷新聞」1980年8月4日.

「京郷新聞」1982年4月1日.

「ソウル新聞」1980年5月21日.

「ソウル新聞」1980年5月23日.

「ソウル新聞」1982年3月21日.

「韓国日報」1980年5月22日.

韓国統計庁『1970 - 1990年労組連盟資料』

<http://www.search.nso.go.kr/search/search2/kosis/SearchRB.jsp>

http://photo.allim.go.kr/movie/wave_record.jsp?page=1&yearCheck=1970&subjectID=&searchCategory=40&searchText=&pageSize=40

崔章集『韓国現代政治の構造と変化』図書出版カチ、1989年.

宋ジェボク「韓国民主主義の定着過程における国家と労働の関係変化」『労働問題論集』第12号、1996年.

金浩鎮『韓国政治の研究』三一書房、1993年.

朝鮮日報社編『銃口と権力：5.18 捜査記録 14万頁の証言』朝鮮日報社、1999年.

東亜日報社編『宣言から見た80年代の民族・民主運動』東亜日報社、1990年.

- 姜ジュンマン『韓国現代史の散策：1980年代編 1巻』人物と思想史、2006年。
- 姜ジュンマン『韓国現代史の散策：1980年代編 2巻』人物と思想史、2006年。
- 李祥雨「12・12事態」東亜日報社編『現代韓国を揺るがした60大事件：解放から第5共和国まで』東亜日報社、1988年。
- 李光宇「光州事態」東亜日報社編『現代韓国を揺るがした60大事件：解放から第5共和国まで』東亜日報社、1988年。
- 李ジンギョン「集合的記憶と歴史の問題」李ジンギョン編『文化政治学の領土たち』グリーンビ、2007年。
- 金三雄『解放後、政治史の100場面：解放から金大中政府まで』カラン企画、2001年。
- 金泳三「祖国、民族、そして民主主義：金泳三親民党総裁の1980年の年頭記者会見文」金三雄編『韓国近現代史100年資料集 ソウルの春民主宣言』韓国学術情報、2003年。
- 金大中「80年代の座標：自由・正義・統一の具現のために」金三雄編『韓国近現代史100年史料集 ソウルの春民主宣言』韓国学術情報、2003年。
- 金大中「親民党の入党問題に関する声明書」金三雄編『韓国近現代史100年史料集 ソウルの春民主宣言』韓国学術情報、2003年。
- ソウル大学学生総会「もう大学は、再生しなければならない」金三雄編『韓国近現代史100年史料集 ソウルの春民主宣言』韓国学術情報、2003年。
- 全南大学総学生会「兵営集体訓練に対する我々の決議」金三雄編『韓国近現代史100年史料集 ソウルの春民主宣言』韓国学術情報、2003年。
- 延世大学総学生会「大学だけが民主化の道を明かす最後の堡壘」金三雄編『韓国近現代史100年資料集 ソウルの春民主宣言』韓国学術情報、2003年。
- 成均館大学非常学生総会「時局に対する我々の決議文」金三雄編『韓国近現代史100年史料集 ソウルの春民主宣言』韓国学術情報、2003年。
- ソウル大学大学院生総会・ソウル大学総学生会「全民衆への手紙」金三雄編『韓国近現代史100年史料集 ソウルの春民主宣言』韓国学術情報、2003年。
- 申ゲリョン「5・15ソウル駅の回軍」6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6月抗争を記録する 1編』6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007年。
- ユシチュン「変革の前衛隊、学生運動」6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6月抗争を記録する 1編』6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007年。
- ユシチュン「5・18光州民衆抗争」6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6月抗争を記録する 1編』6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007年。

論 説

玄ムファン「先導闘争の旗幟」6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6月抗争を記録する 1編』6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007年。
金恩淑「監獄の独り部屋、ほこりとヒキガエルとの愛：釜山米文化院放火事件」6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6月抗争を記録する 1編』6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007年。